

防火管理者・防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる方について

1 防火管理講習を受けなくても**甲種防火管理者**として認められる方

	必要な学識経験を有すると認められる者（根拠条文）	具体的な役職等の要件	証明書類
1	市町村の消防職員 （令第3条第1項第1号ハ）	消防士長以上又は技術吏員で係長以上の職に1年以上	所属していた市町村が発行する証明等
2	安全管理者 （規則第2条第1号）	安全管理者として選任された者	安全管理者への選任を証明する書類等
3	防火対象物点検資格者 （規則第2条第1の2号）	防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	防火対象物点検資格者免状
4	危険物保安監督者 （規則第2条第2号）	危険物保安監督者に選任され、甲種危険物取扱免状の交付を受けている者	危険物保安監督者選任・解任届出書
5	保安管理者、保安統括者 （規則第2条第3号）	保安管理者又は保安統括者に選任された者	保安管理者選任届等
6	国や都道府県の消防事務に従事する職員 （規則第2条第4号）	消防庁や都道府県の消防防災担当課に属する職員のうち消防防災担当者又は消防学校の教職員で、係長以上の職に1年以上あった者	総務省消防庁・都道府県が発行する証明
7	警察官、警察職員 （規則第2条第5号）	警察官又はこれに準ずる警察職員で、巡査部長以上の職に3年以上あった者	警察官又は警察職員が属していた国・都道府県が発行する証明
8	建築主事、1級建築士 （規則第2条第6号）	建築主事又は1級建築士の資格を有し、1年以上防火管理の実務経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級建築士免許証又は建築基準適合判定資格者登録証 ・ 1年以上防火管理の実務経験を証明する書類
9	市町村の消防団員 （規則第2条第7号）	班長以上の階級に3年以上あった者	消防団員として所属していた市町村の消防団長が発行する証明
10	防火責任者等 （規則第2条第8号）	昭和31年3月の第1回講習から昭和36年4月1日の防火管理者制度への移行までに防火責任者資格講習を受講し、修了証の交付を受けている者	講習会の修了証又は修了証明

※ 根拠条文の令とは「消防法施行令」、規則とは「消防法施行規則」のこと。

2 防災管理講習を受けなくても**防災管理者**として認められる方

	必要な学識経験を有すると認められる者（根拠条文）	具体的な役職等の要件	証明書類
1	市町村の消防職員 （令第47条第1項第3号）	消防士長以上又は技術吏員で係長以上の職に1年以上	所属していた市町村が発行する証明等
2	安全管理者 （規則第51条の5第1号）	安全管理者として選任された者	安全管理者への選任を証明する書類等
3	防災管理点検資格者 （規則第51条の5第1の2号）	防災管理点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	防火対象物点検資格者免状
4	危険物保安監督者 （規則第51条の5第2号）	危険物保安監督者に選任され、甲種危険物取扱免状の交付を受けている者	危険物保安監督者選任・解任届出書
5	保安管理者、保安統括者 （規則第51条の5第3号）	保安管理者又は保安統括者に選任された者	保安管理者選任届等
6	国や都道府県の消防事務に従事する職員 （規則第51条の5第4号）	消防庁や都道府県の消防防災担当課に属する職員のうち消防防災担当者又は消防学校の教職員で、係長以上の職に1年以上あった者	総務省消防庁・都道府県が発行する証明
7	警察官、警察職員 （規則第51条の5第5号）	警察官又はこれに準ずる警察職員で、巡査部長以上の職に3年以上あった者	警察官又は警察職員が属していた国・都道府県が発行する証明
8	建築主事、1級建築士 （規則第51条の5第6号）	建築主事又は1級建築士の資格を有し、1年以上防火管理の実務経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建築士免許証又は建築基準適合判定資格者登録証 ・1年以上の防火管理及び防災管理の実務経験を証明する書類
9	市町村の消防団員 （規則第51条の5第7号）	班長以上の階級に3年以上あった者	消防団員として所属していた市町村の消防団長が発行する証明
10	消防庁長官が定める者 （規則第51条の5第8号）	現在のところありません	_____

※ 根拠条文の令とは「消防法施行令」、規則とは「消防法施行規則」のこと。

※ 防火（防災）管理者の変更に際しては、防火防災管理者選任（解任）届に、表の**証明書類の欄にある書類（写し）を添付**のうえ、管轄の消防署にご提出ください。